

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 1 6 4	受 理 年 月 日	令 和 4 年 5 月 23 日
件 名	敬老乗車証条例の一部改正条例の撤回等		
要 旨	<p>京都市は、長年にわたり福祉制度としての敬老乗車証を70歳以上の市民に交付してきた。これにより醍醐地域に居住する高齢者は、地下鉄、コミュニティバス、京阪バスを自由に乗り降りでき、スーパー等の買物や病院通い、醍醐総合庁舎への用事、ボランティア活動など社会活動の参加により、生きがいつくり役立っている。こうして敬老乗車証創設以来、多くの市民、醍醐地域の高齢者から喜ばれてきた。</p> <p>ところが、京都市は2005年の有料化、更に昨年11月には、このままでは市の財政は破綻しかねないと言って、次のような見直しを提案し、以下の値上げが京都市会で可決された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付開始年齢を70歳から段階的に75歳まで引き上げる。 2 大幅な値上げ（3から4.5倍） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税非課税 現行3千円、今年度6千円、来年度から9千円 ・ 所得金額200万円未満 現行5千円、今年度1万円、来年度から1.5万円 ・ 所得金額200から400万円 現行1万円、今年度2万円、来年度から3万円 ・ 所得金額400から700万円 現行1万円、今年度3万円、来年度から4.5万円 <p>これでは市民は使えなくなり、利用者をはじめ多くの市民から大きな怒り、落胆の声が上がっている。安心して暮らせる京都市、醍醐であるために、改正条例を撤回し、私たちの声を反映させた、より良い敬老乗車証制度に充実させることを強く要望する。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2021年11月に可決成立した敬老乗車証条例の一部改正条例を撤回すること。 2 公聴会や市民との懇談会などを開催して十分に市民の声を聴き、反映させること。 <p>なお、本陳情について署名161筆を添える。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	教育福祉委員会		